

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

告示

○一般競争入札の実施

○有害図書類の指定

○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その六)

○調理師法の指定による届出受理事務の委任

○土地改良法による道営換地計画の決定

○土地改良区の定款の変更の認可

○道営土地改良事業変更計画の決定

○土地改良事業の施行の認可

○家畜伝染病検査の命令(三件)

○漁船保険付保義務の発生のための同意の確認

○特定第二号漁業者に係る共済契約の締結についての同意の確認

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

○建設業者に対する監督処分

○公共測量の終了の通知

○道路の区域の変更

○道路の区域の変更及び供用の開始

○海岸保全区域の一部改正

○土地区画整理組合の設立の認可

○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出

○都市計画事業の事業計画の変更の認可

○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正

○知事表彰の受賞者

公表

○知事表彰の受賞者

支庁告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了

支庁公告

○軽油引取税免税証の亡失の届出

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施

道室蘭土木現業所告示

○特定調達契約に係る入札の公告

道教育委員会教育長告示

○特定調達契約に係る入札の公告

道教育庁檜山教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁釧路教育局告示

○一般競争入札の実施

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成十四年五月分)

○政治団体の設立の届出(平成十四年九月分)

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年九月分)

○政治団体の解散の届出(平成十四年九月分)

○資金管理団体の指定の届出(平成十四年九月分)

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年九月分)

○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年九月分)

○政党支部の届出(平成十四年九月分)

○政治団体の設立の届出(平成十四年十月分)

○政治団体の届出事項の異動届出(平成十四年十月分)

○政治団体の解散の届出(平成十四年十月分)

○資金管理団体の指定の届出(平成十四年十月分)

○資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十四年十月分)

○資金管理団体の指定取消しの届出(平成十四年十月分)

○政党支部の届出(平成十四年十月分)

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等に関する公示(二件)

○一般競争入札に係る資格に関する公示

○一般競争入札の実施に関する公告

平成十四年十二月二十日 金曜日

公布された規則のあらまし

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第百九号）

一 趣旨及び内容

中山間地域活性化資金について、十三年以内及び十三年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めていた貸付利率及び利子補給率を、十二年以内、十二年を超え十四年以内及び十四年を超え十五年以内の償還期間ごとに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年十一月一日以後の利子補給承認分から適用することとした。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第百十号）

一 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、〇・九パーセント及び〇・七パーセントのものを〇・二五ポイント引き上げ、〇・四五パーセントのものを〇・〇五ポイント引き下げることにした（第二条第二項の表関係）。

三 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成十四年十一月一日以後の利子補給承認分から適用することとした。

規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道規則第百九号

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成三年北海道規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第二条、第四条関係）

内以年五十超を年四十		内以年四十超を年二十		内以年二十		間期還償	
等業企小中		大		等業企小中		大	
貸付金のうち二億七千万円を超える部分		貸付金のうち二億七千万円までの部分		貸付金のうち二億七千万円を超える部分		貸付金のうち二億七千万円までの部分	
年一・六五パーセント以内		年一・四パーセント以内		年一・四五パーセント以内		年一・二パーセント以内	
年〇・九パーセント		年一・一五パーセント		年一・一パーセント		年〇・八五パーセント	
年〇・〇五パーセント		年〇・三パーセント		年〇・二五パーセント		年〇・五パーセント	
—		—		—		—	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成十四年十一月一日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十日

北海道知事 堀 勇 也

北海道規則第百十号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の一路を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年〇・九パーセント」を「年一・一五パーセント」に、「年〇・七パーセント」を「年〇・九五パーセント」に、「年〇・四五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年十一月一日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第1996号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
選挙投・開票結果システムに使用する機器等 一式
- 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- 納 入 期 日 平成15年2月3日（月）
- 契 約 期 間 平成15年2月3日から3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成17年3月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- 納 入 場 所 入札説明書及び要求仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- 平成13年北海道告示第19号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 当該物品の障害発生時等に、速やかな対応をとることができる体制を有すること。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年12月20日から平成15年1月6日まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 518

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道選挙管理委員会事務局

5 入札執行の場所及び日時

- 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
- 入 札 日 時 平成15年1月14日（火）午前10時
- 開 札 場 所 (1)に同じ。
- 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道選挙管理委員会事務局
- 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契 約 書 作 成 の 要 否	要	同	ISBN4 -584-165 42-4	ケータイ裏サイト超極秘情報非公式 ガイド 2002年11月10日初版発行	同
11 そ の 他	(1) 開札の時に於いて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札書記載金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5 に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。 (3) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道選挙管理委員会事務局 イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 518 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	同	01455-1	アケシヨソカメラ NO.253 2003年1月号	ロニマガジン社
北海道告示第1997号 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成14年12月20日	図書類 の種別 図書コード等 又は日本ビデ 才倫理協会審 査番号等 雑誌 14003-1 月刊 ザ・ベスト MAGAZINE 同 08513-01 ポンパー 2003年1月号 同 04040-12 DOPE [ドーナ] ザ・ベストマガジン ジンオリジナル 2002年12月号増刊	コミツ ク雑誌	06235-12	Chu ッ アケシヨソカメラ特別編集 2002年12月号	同
		雑誌	08878-12	ヤングヒッツ増刊号 2002年12月20日発行	同
		同	08169-1	ホイッヅ 2003年1月号	株式会社コアマガジン
		同	63453-11	プレイミア姫スベシヤル④ 2002年12月27日発行	同
		同	16487-1	デラベッぴん 2003年1月号	英 知 出 版
		同	16488-1	ZUBA！【ズバッ！】デラベッぴん 2003年1月号増刊	同
		同	06837-01	トッヅ・スピード 2003年1月号	株式会社サン出版
		同	06777-01	Don't！ 2003年1月号	同
		同	13882-1	COMIC ゲツチュ 2003年1月号	若生出版株式会社
		同	06463-01	DXビデオ情報&DVD 2003年1月号	株 式 会 社 永 田 社
北海道告示第1998号 北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。 平成14年12月20日	同	20438-12/22	週刊大衆増刊Gパンパッツ 2002年12月22日号	株 式 会 社 双 葉 社	
	同	21984-12/26	特ダネ最前線 2002年12月26日号	株式会社日本文芸社	
	コミツ ク	57956-65	まんがいちばん残酷なグリム童話 大人への階段編	ぶ ん か 社	
	コミツ ク雑誌	08397-01	マガジン・ウオー 2003年1月号	株式会社マガジン	
	コミツ ク雑誌	13881-12	コミックびータ 2002年12月号	若生出版株式会社	
指定の理由	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの				

(保健福祉部所管分 その6)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘 要
1 特別保育所設置費補助事業 へき地における要保護児童又は農繁期等の季節的繁忙期における要保護児童に対し必要な保護を行い、もって児童の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村（札幌市及び旭川市を除く。）		3分の2以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第134号様式 保福第135号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第134号様式 保福第135号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(1) へき地保育所設置事業		へき地保育所の運営に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第134号様式 保福第135号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第134号様式 保福第135号様式		
(2) 季節保育所設置事業		季節保育所の運営に要する経費		共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第136号様式 保福第137号様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第136号様式 保福第137号様式		
2 歯科診療所整備事業（設備整備費） 過疎地域における医療の充実と確保を図るため、歯科診療所の設備整備に要する経費について、予算の範囲内で補助する。	幌加内町 島牧村	歯科診療所整備事業に要する経費であって、過疎地域特定診療所として必要な医療機器整備費（知事が必要かつ適当と認めるものに限る。）	4分の3以内	共通第16号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	共通第30号様式 共通第31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部地域保健課	書類は、保健所長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。

北海道告示第1999号

平成 6 年北海道告示第1926号（調理師法の規定による届出受理事務の委任）の一部を次のように改正する。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

2 の表所在地の欄中「檜山郡江差町字橋本町41番地 1 船紋内」を「爾志郡熊石町字大谷13番地 大塚要一方」に、「松前郡松前町字福山26番地 ざるびい内」を「松前郡松前町字福山27番地 キヤバリーチェリー内」に、「札幌市南区定山溪温泉東 3 丁目208番地 味処たま置内」を「札幌市南区定山溪温泉東 4 丁目 定山溪グラウンドホテル内」に、「札幌市北区西茨戸 4 条 1 丁目 6 番 7 号 河合英男方」を「札幌市北区太平12条 5 丁目第一興和ビル内 旬鮮厨房まる方」に改め、「札幌市豊平区豊平 4 条 1 丁目 4 番10号 三步路内」を削り、「砂川市西 1 条北 2 丁目 1 番 4 号 坂末雄方」を「砂川市西 2 条南10丁目 1 番地 高野宏一方」に、「深川市 2 条10番 1 号 富士屋内」を「深川市 2 条10番 1 号 プラサ富士屋内」に、「士別市東 1 条 6 丁目275番地 若寿し内」を「士別市大通東 4 丁目303番地77 スナックO . B内」に、「北見市常盤町 2 丁目 4 番 6 号 佐藤進方」を「北見市北11条東 2 丁目13番地 3 号 日本料理なかがわ内」に、「釧路市花園町 8 番 6 号 北海道釧路保健所内」を「釧路市文苑 1 丁目58番 4 号 旨い鮎四季彩内」に改め、「足寄郡足寄町南 2 条 4 丁目28番地 4 」を削る。

北海道告示第2000号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、新十津川町徳富地区（坂本・数内・三井工区）の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成14年12月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成14年12月10日、音更町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2002号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成14年12月24日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	縦覧場所
更 別 北	一般農道整備（畑地帯農道網）	北海道十勝支庁
釧 路 西	広域営農団地農道整備	北海道釧路支庁

北海道告示第2003号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第 3 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

認可年月日	事業主体	地区名	事業の種類
平成14.12. 9	ながぬま農業協同組合	大 成	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）
同	同	幌 内 東	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）

北海道告示第2004号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり当該鶏の所有者に対し、当該鶏について、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実 施 の 目 的 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健（衛生所長の定める日））
岩 見 沢 市 平成15年 1 月15日から 3 月14日まで
由 仁 町 同
留 辺 薬 町 同 1 月 6 日から 3 月31日まで
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施の区域内で飼育する種鶏、種鶏候補鶏及びこれらと同一鶏舎に飼育する鶏
- 4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、全血を用いるひな白痢急速凝集反応法による。

北海道告示第2005号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性子宮炎の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的 馬伝染性子宮炎の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の実施の期日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

日 高 町 同 平成15年1月6日から31日まで

平 取 町 同

門 別 町 同

新 冠 町 同

静 内 町 同

三 石 町 同

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供している軽種馬及び臨床・疫学的に感染のおそれのある馬

- 4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、細菌培養法による。

北海道告示第2006号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該馬の所有者に対し、当該馬について、馬伝染性貧血の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

- 1 実施の目的 馬伝染性貧血の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の実施の期日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

日 高 町 同 平成15年3月3日から31日まで

平 取 町 同

門 別 町 同

新 冠 町 同

静 内 町 同

三 石 町 同

浦 河 町 同

様 似 町 同

え り も 町 同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
競馬場のきゅう舎に入りきゅう予定の馬

- 4 実施の方法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第2007号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、鶴川加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第2008号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達 也

区 域 区 分

根室湾中部	北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業	別 海	北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業	野 付	北緯43度29分東経145度17分の点、北緯43度31分東経145度21分の点、北緯43度20分東経145度26分の点、北緯43度19分東経145度23分の点及び北緯43度29分東経145度17分の各点を順次に結んだ線により囲まれた海域（29号外海造成漁場）において操業するほたて貝けた網漁業		
北海道告示第2009号							
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。							
平成14年12月20日							
北海道知事 堀 達 也							
1(1) 解除予定保安林の所在 三笠市（国有林。次の図に示す部分に限る。）							
場所							
(2)	保安林として指定され				水源のかん養		
(3)	解 除 の 理 由				ダム用地とするため		
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び三笠市役所に備え置いて縦覧に供する。）							
2(1) 解除予定保安林の所在 富良野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）							
場所							
(2)	保安林として指定され				水源のかん養		
(3)	解 除 の 理 由				用水路用地及び土地改良事業用地とするため		
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。）							
北海道告示第2010号							

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。					
平成14年12月20日					
商号又は名称及び代表者の氏名			主たる営業所の所在地		
株式会社ノーエラ イフ社			札幌市中央区南1西11-327		
山 浦 朗 彦			札幌市東区伏古1条4-2		
テライメックスコヤマ株式会社			札幌市東区北7東18		
小山 勝 繁			札幌市東区北7東18		
日本テレコムエンジニアリング北海道株式会社			札幌市東区北7東18		
喜 井 博			札幌市東区北7東18		
フロワールホーム株式会社			札幌市東区北7東18		
破算管財人			札幌市東区北7東18		
開 本 英 幸			札幌市東区北7東18		
有有限会社共建設備工業 中 村 進			札幌市東区北7東18		
小沢建設株式会社			札幌市東区北7東18		
小 沢 久 志			札幌市東区北7東18		
東実建設株式会社			札幌市東区北7東18		
山 口 拓 宏			札幌市東区北7東18		
株式会社サニー美装工業 藤 本 光 男			札幌市東区北7東18		
丸三村硝子株式会社			札幌市東区北7東18		
中 村 勝 利			札幌市東区北7東18		
株式会社北豊興業			札幌市東区北7東18		
小 橋 信 治			札幌市東区北7東18		
北陽製紙株式会社			札幌市東区北7東18		
寺 澤 道 夫			札幌市東区北7東18		
アズマコーポレーション			札幌市東区北7東18		

下山 幸博 大和産業株式会社 坂本 楠雄	札幌市西区芥寒15 条13	般 - 12 石第284号	一部廃業 土木、建築、 機械器具	平成14.11.21	有会社三好電機 工事店 三好 光明 株式会社イヌミツ ツク	赤平市泉町 4 - 2 同 字 赤平 579 - 1	般 - 9 空第821号 般 - 11 空第2926号	一部廃業 電気通信、 消防 全部廃業	同 14.11.13 同 14.11.26
道央糧穀株式会社 細川 好信	札幌市豊平区中の 島 1 - 10	般 - 13 石第16316号	一部廃業 建築	同 14.11.25	鈴木 孝夫 恵北テクノス株式 会社	砂川市豊沼町 1 - 1	般 - 11 空第2903号	一部廃業 管	同 14.11.28
太平都市開発株式 会社	札幌市中央区北 5 西 6	般 - 13 石第4421号	全部廃業	同 14.11.26	佐藤 博士 有会社伊藤工務 店	旭川市未広 4 条 4 - 9	般 - 9 上第3916号	一部廃業 大工	同 14.11.13
田並 稔 株式会社北英建設	札幌市豊平区月寒 中央通 6 - 1	般 - 12 石第1928号	一部廃業 管	同 14.11.27	伊藤 金貞 株式会社大山組	旭川市豊岡14条 3 - 2	般 - 13 上第3609号	全部廃業	同 14.11.15
伊藤 藏吉 有会社カワイ産	札幌市清田区里塚 2 - 2	般 - 11 石第16481号	一部廃業 建築	同 14.11.28	大久保 利男 株式会社和利土建	旭川市台場 2 条 4 - 4	般 - 12 上第4229号	同	同 14.11.19
河合 淳茲 株式会社テクノ・ ポート	札幌市北区北 6 西 6 - 2	般 - 9 石第15964号	一部廃業 建築	同	株式会社ベスコ 樋口 克夫	旭川市東鷹栖東 3 条 6	般 - 13 上第4640号	一部廃業 土木、舗装	同 14.11.22
荒田 陽史 有会社イソテリ ア小笠原	福島町字福島137 - 1	般 - 9 渡第1302号	一部廃業 管	同 14.10.31	株式会社村田重建 工業	苫前町字古丹別 241	般 - 12 留第181号	全部廃業	同 14.11.18
小笠原 幸助 有会社松本建設	知内町字元町284 清 本	般 - 12 渡第316号	全部廃業	同 14.11.13	村田 正克 遠研工業株式会社	遠別町字北浜79 柳 浦 勝	般 - 9 留第563号	同	同 14.11.26
松本 清 有会社社川島建築	函館市美原 5 - 3	般 - 9 渡第1645号	同	同	柳 浦 勝 有会社社木村建築 工業	北見市とん田西町 241	般 - 12 網第2623号	同	同 14.11.13
清算人 川島 勲 東栄サッシ株式会 社	同 西 桔梗町 589	般 - 12 渡第1819号	同	同 14.11.27	木村 繁 株式会社阿部建設 士田 一吉	斜里町字豊倉67 雄武町字雄武1151	特 - 12 網第347号 特 - 12 網第497号	同 同	同 14.11.21 同 14.11.22
棟方 弘 株式会社丸信北恵 工業	函館市中道 2 丁目 9 - 1	般 - 11 渡第3226号	一部廃業 大工	同 14.11.28	株式会社西尾建設 五十嵐 勇	音更町柳町南区 4 - 5	特 - 9 十第746号	同	同 14.11. 6
二本柳 千恵子 株式会社陽光電設	江差町字南が丘 7 - 33	般 - 9 樟第352号	一部廃業 電気	同 14.11.12	澤田 壽美子 富士新舗道株式会 社	帯広市東 3 条南 8 - 1	般 - 11 十第1148号	一部廃業 造園	同 14.11.14
廣部 武士 有会社社櫛引組 櫛引 章	奥尻町字奥尻 樟第452号	般 - 14 同	全部廃業	同 14.11.18	新妻 寛 日協設備株式会 社 藤 允 雄	帯広市西20条南 3 - 2	般 - 9 十第495号	一部廃業 機械器具	同 14.11.15
装 大野 順市 有限会社みどり塗 装 大野 順市	深川市北光町 2 - 15	般 - 12 空第2620号	同	同 14.11. 1	株式会社井添組 井 添 勇	足寄町北 6 条 1	般 - 12 十第125号	全部廃業	同 14.11.21

北 光 置 戸 線

常呂郡置戸町字置戸 5 番 5 地先から
常呂郡置戸町字置戸 18 番 1 地先まで
常呂郡置戸町字置戸 471 番地先から
常呂郡置戸町字北光 50 番 176 地先まで

後

前

常呂郡置戸町字置戸 5 番 5 地先から
常呂郡置戸町字北光 50 番 194 地先（河川敷地）まで

後

10.90m から
30.00m まで
10.20m から
44.40m まで
2,293.85 m

一般国道 242 号 における
22.76m の間
一般国道 242 号 における
151.39m の間
道道置戸訓子府北見線に
おける 533.10m の間
一般国道 242 号 における
49.30m の間
道道置戸訓子府北見線に
おける 538.60m の間

北海道告示第 2014 号

昭和 36 年北海道告示第 1228 号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成 14 年 12 月 20 日

北海道知事 堀 達 也

1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の⑨南茅部海岸の南茅部町の項海岸保全区域の欄中 12 の事項を 13 の事項とし、同欄 11 の事項中

「基点 K 1 X = - 222,947.13 Y = 53,677.80 の地点

基点 K 2 基点 K 1 から方向角 325 度 45 分 40 秒の方向 187.05m の地点

基点 K 2 - 1 基点 K 2 から方向角 343 度 44 分 00 秒の方向 59.76m の地点

基点 K 3 基点 K 2 - 1 から方向角 334 度 12 分 15 秒の方向 42.97m の地点

基点 K 4 基点 K 3 から方向角 315 度 57 分 59 秒の方向 151.75m の地点

基点 K 5 基点 K 4 から方向角 344 度 29 分 38 秒の方向 46.23m の地点

「基点 K 1 X = - 222,922.351 Y = 53,696.808 の地点

基点 K 2 基点 K 1 から方向角 224 度 14 分 24 秒の方向 4.96m の地点

基点 K 3 基点 K 2 から方向角 321 度 39 分 43 秒の方向 122.71m の地点

基点 K 4 基点 K 3 から方向角 331 度 38 分 06 秒の方向 150.29m の地点

基点 K 4 - 1 基点 K 4 から方向角 327 度 58 分 13 秒の方向 86.96m の地点

基点 K 4 - 2 基点 K 4 - 1 から方向角 278 度 29 分 27 秒の方向 12.40m の地点

基点 K 4 - 3 基点 K 4 - 2 から方向角 320 度 46 分 23 秒の方向 97.37m の地点

基点 K 5 基点 K 4 - 3 から方向角 298 度 54 分 00 秒の方向 7.53m の地点」

「補点① 基点 K 1 から方向角 39 度 45 分 44 秒の方向 100.00m の地点

補点② 基点 K 3 から方向角 57 度 51 分 40 秒の方向 100.00m の地点」を

「補点① 基点 K 1 から方向角 33 度 14 分 32 秒の方向 100.00m の地点

補点② 基点 K 4 から方向角 57 度 52 分 10 秒の方向 100.00m の地点」に改め、同事項を同欄 12 の事項とする。

1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の⑨南茅部海岸の南茅部町の項海岸保全区域の欄 10 の事項中「次の大船地区海岸の基点 A から双見地区海岸の基点 N」までの各点を順次に結ぶ線、基点 A と補点①とを結ぶ線、補点①から補点②までの各点を順次に結ぶ線及び基点 N と補点②とを結ぶ線によって囲まれた区域」を「次の大船地区海岸の基点 A から双見地区海岸の基点 Y' までの各点を順次に結ぶ線、基点 A と補点①とを結ぶ線、補点①から補点⑦までの各点を順次に結ぶ線及び基点 Y' と補点⑦とを結ぶ線によって囲まれた区域」に改め、

「基点 Z' 基点 Y' から方向角 297 度 00 分 00 秒の方向 100.00メートルの地点
基点 A" 基点 Z' から方向角 209 度 00 分 00 秒の方向 5.00メートルの地点
基点 B" 基点 A" から方向角 291 度 00 分 00 秒の方向 48.00メートルの地点
基点 C" 基点 B" から方向角 282 度 00 分 00 秒の方向 31.00メートルの地点
基点 D" 基点 C" から方向角 277 度 00 分 00 秒の方向 39.00メートルの地点
基点 E" 基点 D" から方向角 315 度 00 分 00 秒の方向 94.00メートルの地点
基点 F" 基点 E" から方向角 335 度 00 分 00 秒の方向 108.00メートルの地点
基点 G" 基点 F" から方向角 328 度 00 分 00 秒の方向 90.00メートルの地点
基点 H" 基点 G" から方向角 309 度 00 分 00 秒の方向 112.00メートルの地点
基点 I" 基点 H" から方向角 298 度 00 分 00 秒の方向 32.00メートルの地点
基点 J" 基点 I" から方向角 311 度 00 分 00 秒の方向 36.00メートルの地点
基点 K" 基点 J" から方向角 305 度 00 分 00 秒の方向 290.00メートルの地点
基点 L" 基点 K" から方向角 314 度 00 分 00 秒の方向 22.00メートルの地点
基点 M" 基点 L" から方向角 344 度 00 分 00 秒の方向 28.00メートルの地点
基点 N" 基点 M" から方向角 328 度 00 分 00 秒の方向 130.00メートルの地点（茅部郡南茅部町字双見 147 番地北角の地点）」

及び

第1427号

報 公 道 海 北

「補点⑧ 基点Y'から方向角24度00分の方角80.00メートルの地点
補点⑨ 基点D'から方向角37度00分の方角90.00メートルの地点
補点⑩ 基点G'から方向角41度00分の方角70.00メートルの地点 を削り、同事項の次
補点⑪ 基点M'から方向角45度00分の方角80.00メートルの地点
補点⑫ 基点N'から方向角50度00分の方角74.00メートルの地点」
に次の1事項を加える。

11 双見地区海岸の次の基点K - 1 から基点K - 34までの各点を順次に結ぶ線、基点K -
1 と補点Aを結ぶ線、補点Aから補点Eまでの各点を順次に結ぶ線及び基点K - 34と補
点Eを結ぶ線に囲まれた区域

- 基点K - 1 座標値X = - 222.942.536、Y = 53.712.384の地点
基点K - 2 基点K - 1から方向角224度19分21秒の方角4.84メートルの地点
基点K - 3 基点K - 2から方向角142度07分42秒の方角219.55メートルの地点
基点K - 4 基点K - 3から方向角115度41分14秒の方角1.93メートルの地点
基点K - 5 基点K - 4から方向角205度14分28秒の方角1.53メートルの地点
基点K - 6 基点K - 5から方向角115度33分23秒の方角15.17メートルの地点
基点K - 7 基点K - 6から方向角51度53分10秒の方角42.02メートルの地点
基点K - 8 基点K - 7から方向角144度56分01秒の方角64.46メートルの地点
基点K - 9 基点K - 8から方向角123度23分48秒の方角4.50メートルの地点
基点K - 10 基点K - 9から方向角103度25分42秒の方角12.26メートルの地点
基点K - 11 基点K - 10から方向角143度51分09秒の方角4.20メートルの地点
基点K - 12 基点K - 11から方向角118度39分00秒の方角49.29メートルの地点
基点K - 13 基点K - 12から方向角121度58分17秒の方角80.14メートルの地点
基点K - 14 基点K - 13から方向角122度29分05秒の方角48.94メートルの地点
基点K - 15 基点K - 14から方向角126度29分06秒の方角61.19メートルの地点
基点K - 16 基点K - 15から方向角126度51分27秒の方角24.04メートルの地点
基点K - 17 基点K - 16から方向角135度30分56秒の方角39.30メートルの地点
基点K - 18 基点K - 17から方向角142度56分48秒の方角39.48メートルの地点
基点K - 19 基点K - 18から方向角143度25分15秒の方角51.62メートルの地点
基点K - 20 基点K - 19から方向角153度21分46秒の方角63.81メートルの地点
基点K - 21 基点K - 20から方向角241度59分01秒の方角3.00メートルの地点
基点K - 22 基点K - 21から方向角151度21分47秒の方角25.85メートルの地点
基点K - 23 基点K - 22から方向角147度23分10秒の方角24.95メートルの地点
基点K - 24 基点K - 23から方向角139度20分51秒の方角29.10メートルの地点
基点K - 25 基点K - 24から方向角131度51分48秒の方角29.20メートルの地点
基点K - 26 基点K - 25から方向角121度52分54秒の方角25.05メートルの地点

- 基点K - 27 基点K - 26から方向角209度06分35秒の方角1.01メートルの地点
基点K - 28 基点K - 27から方向角117度55分42秒の方角25.94メートルの地点
基点K - 29 基点K - 28から方向角207度19分56秒の方角1.00メートルの地点
基点K - 30 基点K - 29から方向角117度54分20秒の方角25.43メートルの地点
基点K - 31 基点K - 30から方向角121度31分56秒の方角25.93メートルの地点
基点K - 32 基点K - 31から方向角127度41分52秒の方角23.53メートルの地点
基点K - 33 基点K - 32から方向角220度58分18秒の方角1.01メートルの地点
基点K - 34 基点K - 33から方向角135度43分22秒の方角30.83メートルの地点
基点K - 1から方向角55度19分21秒の方角100.00メートルの地点
補点A 補点Aから方向角131度00分10秒の方角222.21メートルの地点
補点B 補点Bから方向角126度30分32秒の方角342.41メートルの地点
補点C 補点Cから方向角146度08分02秒の方角259.29メートルの地点
補点D 補点Dから方向角127度04分42秒の方角195.31メートルの地点

北海道告示第2015号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区
画整理組合の設立を認可した。

平成14年12月20日

- 北海道知事 堀 達 也
- 1 組 合 の 名 称 芽室町東めむる土地区画整理組合
2 事務所所在地 河西郡芽室町東 1条 2丁目17番地
3 施 行 期 間 平成14年12月20日から平成25年 3月31日
4 施 行 地 区 河西郡芽室町東芽室南 1線、南 2線の各一部
5 施行認可年月日 平成14年12月11日
6 事 業 年 度 毎年 4月 1日から翌年 3月31日までとする。
ただし、平成14年度は、認可公告の日から平成15年 3月31日までと
する。

7 公 告 の 方 法 組合事務所に掲示する。

北海道告示第2016号

音更町すずらん台土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任及び退任した旨、土地区
画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定による届出があった。

平成14年12月20日

区 分 就 退 任 年 月 日 氏 名 住 住 所
北海道知事 堀 達 也

退任 平成14. 4.30 吉田 三郎 河東郡音更町字下音更北5線西14番地10
就任 平成14.11.27 奥谷 章 帯広市南町東1条7丁目8番地1

北海道告示第2017号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達也

- 1(1) 施行者の名称

雄武町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

雄武都市計画下水道事業雄武公共下水道
- (3) 事業の施行期間

平成3年11月26日から平成23年3月31日まで
- (4) 事業地

変更なし
- ア 収用の部分

変更なし
- イ 使用の部分

平成3年北海道告示第1816号、平成8年北海道告示第1864号及び平成11年北海道告示第728号の事業地に雄武町字北雄武を加え、雄武町字雄武地内において事業地を変更する。
- 2(1) 施行者の名称

恵庭市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称

千歳恵庭圏都市計画下水道事業恵庭公共下水道
- (3) 事業の施行期間

昭和43年7月8日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地

変更なし
- ア 収用の部分

変更なし
- イ 使用の部分

変更なし

北海道告示第2018号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達也

- 2 収納代理金融機関の項株式会社三井住友銀行の事項中「九段営業部、」及び「御徒町支店、」を削る。

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成14年12月20日

北海道知事 堀 達也

北海道社会貢献賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市東区	川 東 實	交通安全功労者
清田区	中 野 敏行	同
函 館 市	小 林 明雄	同
同	山 口 岩 雄一	同
同	東 野 昭 一	同
古 川 町	渡 邊 修男	同
平 川 市	宮 本 光男	同
滝 川 市	小 峰 勝 昇	同
名 占 遠 別 村 町	早 塚 川 要 一	同
占 遠 別 村 町	糠 田 智 勝 郎	同
遠 別 村 町	武 田 健 司	同
弘 走 蘭 室 市	越 智 辻 健 司	同
網 走 市	高 原 渡 三	同
厚 平 市	真 取 石 広 路	同
三 帶 釧 路 市	渡 邊 久 良 典	同
同	三 宮 新 延 藏	同
同	土 田 昭 治	同
同	森 重 昭 治	同
別 二 海 町	北海道ニセコ高等学校	同

北海道善行賞

市（区）町村名	氏名又は団体名	功績の内容
札幌市中央区	西 尾 秀 明	交通安全実践者
同	橋 場 正 夫	同
同	橋 本 幸 雄	同
同	新 藤 重 男	同

平 同	取 町	榎 野	公 夫	交通安全実践者
同 三	石 町	小 前	俊 三	同 同
様 帯	似 町	大 平	昭 一	同 同
同 同	広 市	石 田	雅 春	同 同
同 同		小 野	正 臣	同 同
同 同		小野寺	勝 郎	同 同
同 同		金 森	宗 一	同 同
同 同		北 野	信 勝	同 同
同 同		藤 澤	正 和	同 同
同 音	更 町	井 上	利 清	同 同
清 同	水 町	永 前	康 幸	同 同
同 同		宮 崎	時 夫	同 同
同 同	路 市	伊 藤	隆 哲	同 同
同 同		篠 田	幸 雄	同 同
同 同		鈴 野	静 夫	同 同
同 同		平 木	明 作	同 同
同 同		細 矢	栄 政	同 同
同 阿	寒 町	松 根	良 恵	同 同
白 根	糠 室	田 根	夫 稔	同 同
別 同	海 町	増 田	昭 夫	同 同
		佐 藤	雅 和	同 同
		渡 邊	節 美	同 同

取 引 告 示

北海道網走支庁告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月20日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) リールマシン (φ62以上、L=300m以上、レインガン・低圧スプレーノズル兼用型)

- 7台
3台
1本
49本
10個
- (2) リールマシン (φ62以上、L=300m以上、レインガン型)
(3) 送水ホース (φ75、L=7.5m)
(4) 送水ホース (φ75、L=15.0m)
(5) 減圧弁付ストレーナー
- 2 落札を決定した日
平成14年11月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市田名3334番地
- 4 落札金額
59,400,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道網走支庁告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

北海道網走支庁告示第37号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成14年12月20日

北海道網走支庁長 太 田 敏 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
網走市桂町4丁目7-11 (第1工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
網走市桂町4丁目1番7号
医療法人明生会 理事長 橋本 政明
- 3 開発許可年月日及び番号
平成14年6月4日 網走指第14-5号

取 引 公 報

次の軽油引取税免税証については、免税軽油使用者から亡失した旨の届出があったので、平成14年9月30日以降無効とした。

平成14年12月20日

北海道釧路支庁長 北 勝 利

免 税 証 の 種 類	記 号 及 び 番 号	枚 数	業 種	有 効 期 間	免 税 証 に 記 載 さ れ た 販 売 業 者 の 所 在 地 及 び 名 称	免 税 証 交 付 支 庁 名
100 ^円 券	G1233853	114	漁 船	H14. 7. 8 H14. 9. 30	釧路市大町1丁目1番15号 北海シエル石油株式会社	北 海 道 釧 路 支 庁
	G1233854					
	G1233857					
	G1233858					
200 ^円 券	G1233878	87	船	H14. 7. 8 H14. 9. 30	釧路市大町1丁目1番15号 北海シエル石油株式会社	北 海 道 釧 路 支 庁
	G1233881					
	G1233890					
	G1233895					
	G1233999					
	H0590671					
	H0590757					

釧路幌士木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年12月20日

北海道札幌土木現業所長 佐 藤 功

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
車載標識装置 3基
 - (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納 入 期 限 平成15年3月7日
 - (4) 納 入 場 所 北海道札幌土木現業所岩見沢出張所深川出張所及び当別出張所管内指定場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

(2) 入 札 日 時 平成15年1月15日 午前11時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

(3) 交 付 期 間 平成14年12月20日から平成15年1月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第278号）に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。）

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年1月10日

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区南11条西16丁目

北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

11その他 (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 北海道札幌市中央区南11条西16丁目 電話番号 011 - 561 - 0201 内線 207 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は入札説明書による。	(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年12月20日から平成15年1月10日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 4 契約条項を示す場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所4F会議室（郵送による場合は、郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課） (2) 入 札 日 時 平成15年1月22日 午後1時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭

第1427号

北 海 道 公 道 報

和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第147条から第150条までの定めるところによる。	
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。
8 落札者の決定方法	財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 そ の 他	
(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い	
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。	
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
ア 名 称	北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地	郵便番号 051 - 0016 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 電話番号 0143 - 22 - 9131 内線 4114
(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨	日本語及び日本国通貨
(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。	
(6) この入札の執行は、公開する。	
(7) 詳細は入札説明書による。	
11 Summary	
A . Nature and quantity of the products to be purchased :	

Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1 B . Date and time for tender : PM. 1:30, January 22, 2003 C . Contact point of notice: General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, Saiwaicho 9-ban, 11-gou, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan. Phone : 0143-22-9131 Extension 4114	
調 達 機 器 調 査 課 長	
北海道教育委員会教育長告示第27号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成14年12月20日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫	
1 入札に付する事項	
(1) 調達をする特定役務の名称及び数量	道立学校校内LAN構築に係るシステムインテグレーション業務 34校
(2) 調達をする特定役務の仕様等	
ア システムインテグレーション業務	購入済みのサーバ、クライアント等を敷設済みの校内LAN配線により接続し、校内LANを構築するためのネットワークの設計及びその設計に基づく関連機器の設定を行う業務。
イ 導入時職員操作説明等業務	なお、詳細は入札説明書による。
校内LAN設置校において構築したネットワーク及び関連する事項について、当該学校の職員を対象とした操作説明を行う業務。	
なお、詳細は入札説明書による。	
(3) 契約期間	契約日から平成15年3月31日まで
(4) 履行場所	北海道札幌高等養護学校、北海道函館西高等学校、北海道函館陵北高等学校、北海道江差高等学校、北海道今金高等養護学校、北海道小樽商業高等学校、北海道倶知安高等学校、北海道岩内高等学校、北海道岩見沢西高等学校、北海道美瑛高等学校、北海道砂川

南高等学校、北海道深川西高等学校、北海道旭川東栄高等学校、北海道旭川農業高等学校、北海道富良野高等学校、北海道美深高等養護学校、北海道小平高等養護学校、北海道紋別北高等学校、北海道紋別高等養護学校、北海道室蘭清水丘高等学校、北海道室蘭東高等学校、北海道苫小牧西高等学校、北海道登別高等学校、北海道浦河高等学校、北海道帯広緑陽高等学校、北海道帯広工業高等学校、北海道芽室高等学校、北海道中札内高等養護学校、北海道釧路北高等学校、北海道釧路西高等学校、北海道釧路東高等学校及び北海道中標津高等養護学校	北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館 北海道教育庁8階2号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課） (2) 入 札 日 時 平成15年1月22日（水）午後2時（郵送による場合は、平成15年1月21日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち、最初の契約に係る入札の公示平成14年8月9日付け北海道教育委員会教育長告示第22号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 11 そ の 他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 経済産業大臣からシステムインテグレーター（S I）企業の登録を受けていること。 (4) ネットワークスベンチャリストを複数有すること。 (5) 過去3年間（平成11年度から平成13年度まで）に官公庁又は民間事業者と本業務と類似する業務の契約及び履行実績を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成14年12月24日から平成15年1月10日まで（土曜日、日曜日及び平成14年12月29日から平成15年1月3日までの間を除く午前9時から午後5時） イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 772 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目	

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 772 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (7) この入札の執行は、公開する。 (8) 詳細は、入札説明書による。 12 Summary A . Nature and quantity of the services to be procured : Systems integration of Local Area Network at Prefectural Schools 34 Prefectural Schools B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., January 22, 2003 (If mailed, bids must arrive no later than January 21, 2003) C . Contact : Elementary, Junior High School and Special Education Division, Lifelong Learning Department, Hokkaido Office of Education, Nishi 7, Kita 3, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, Japan, 060-8544 Phone : 011-231-4111 Ext. 35-772		1 落札に係る物品等の名称及び数量 (北海道檜山北高等学校校舎改築等に伴う物品購入) (1) 事務機器類 ロッカーほか 62品目 231点 (2) 机・椅子類 事務用机ほか 65品目 1,041点 (3) 実験台類 移動式実験台ほか 21品目 105点 (4) カーテン類 カーテンほか 41品目 56点 (5) 図書館用品類 組立式書架ほか 12品目 65点 (6) 電化製品類 テレビほか 15品目 30点 2 落札を決定した日 (1)から(3)まで 平成14年11月14日 (4)から(6)まで 平成14年11月15日 3 落札者の氏名及び住所 (1)から(3)まで及び(5) 氏 名 株式会社近藤商会 取締役社長 相川 正夫 住 所 函館市西桔梗町589番地 (4) 氏 名 株式会社日浦金物 代表取締役 日浦 務 住 所 岩見沢市4条西8丁目2番地 (6) 氏 名 オフイスプロダクト株式会社 代表取締役 高松 義雄 住 所 函館市美原3丁目13番15号 4 落札金額 (1) 5,964,000円 (2) 14,280,000円 (3) 21,525,000円 (4) 2,247,000円 (5) 4,774,350円 (6) 1,470,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁檜山教育局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3	
北海道教育庁檜山教育局告示第4号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年12月20日 北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀		道教育庁釧路教育局告示	

北海道教育庁釧路教育局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年12月20日

北海道教育庁釧路教育局長 木 村 征 範

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動制御工作機（マシニングセンタ）一式
 - (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成15年3月28日（金）
 - (4) 納 入 場 所 北海道厚岸水産高等学校
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成14年12月20日から平成15年1月9日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課学校管理係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課学校管理係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局

会議室（北海道釧路支庁別館）（郵送による場合は、郵便番号 085 - 0835 北海道教育庁釧路教育局企画総務課学校管理係

（係）

(2) 入 札 日 時 平成15年1月21日（火）午前10時

（郵送による場合は、平成15年1月20日までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道釧路市浦見2丁目1番1号

北海道教育庁釧路教育局企画総務課学校管理係

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所て交付する。

8 郵便による入札

可（ただし、郵便により入札をした者は再度入札に参加することができない。）

9 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課学校管理係
- イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0835 北海道釧路市浦見 2 丁目 1 番 1 号
- 電話番号 0154 - 41 - 1131 内線 3117
- (4) この入れ及び契約は、調達手続の停止などがあり得る。
- (5) 詳細は入札説明書による。

北海道選挙管理委員会告示第 140 号

北海道選挙管理委員会告示第 140 号
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年5月分)

政党の支部であるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届 出 先
否	佐藤のり子とさわやかネット	札幌市中央区南 2 条東 1 丁目 1 - 13 南 2 条ビル 2 F	菱 沼 美江子	氏 石 川 佐和子	事 務 局

北海道選挙管理委員会告示第 141 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年9月分)

政党の支部であるか否かの別	政 治 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届 出 先
政 党	自由党北海道総支部連合会	札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 第一道通ビル 3 F	木 本 由 孝	氏 伊 藤 賢 良	事 務 局
否	石山薫後援会	同 厚別区厚別南 2 丁目 6 - 2	金 子 賢 朗	坂 夫 美子	同
同	伊藤りち子後援会	同 白石区北郷 2 条 3 丁目12 - 19	石 井 雅 朗	吉 田 竜 二	同
同	恩村一郎後援会	同 清田区清田 5 条 2 丁目33 - 13	吉 田 義 雄	平 沼 輝	同
同	北川一夫連合後援会	同 北区北24条西 4 - 1 - 5 内海ビル	佐々木 英 二	諸 岡 廣 志	同
同	札幌市政を語る会	同 北23条西 2 丁目 2 - 38 - 802	北 川 一 夫	同 松 山 文 史	同
同	松山文史後援会	同 厚別区厚別中央 2 条 3 丁目 7 番16号	松 山 文 史	同 大 谷 一 栄	同
同	みなとや隆連合後援会	同 北区篠路 2 条 6 丁目 4 - 28	原 田 憲 治	同 黒 田 憲 治	同
同	建友後援会	同 亀田郡七飯町字本町404番 1	黒 田 憲 治	同 尾 形 一 浩	同
同	廣栄会	同	尾 形 一 浩	同 佐 古 修 夫	同
同	佐古一夫後援会	同 函館市柳町 4 番 5 号	佐 古 修 夫	同 佐 西 陰 敏 夫	同
同	いちはし修治連合後援会	同 虻田郡倶知安町南 1 条東 1 丁目 後志労働福祉センター（北教組後志支部）内	佐 竹 義 一	岡 本 晃 治	同
同	作井繁樹倶知安後援会	同 虻田郡倶知安町南 1 条東 2 丁目 4 番地 7	佐 竹 義 一	岡 本 晃 治	同

否	後志の未来を考える会	虻田郡倶知安町南1条東2丁目4番地	作	井	繁	樹	川	正	宏	後志支所
同	明るい民主市政をつくる会	岩見沢市9条東1丁目	西	岡	鉄	義	三	上	至	空知支所
同	かきき克弘と進む会	美瑛市西1条南1丁目3 - 26	後	藤	勝	聡	元	宮	子	同
同	小関かつのりと地域振興を進める会	同 峰延町本町	小	武	関	教	背	知	良	同
同	日本商工連盟岩見沢地区連盟	岩見沢市1条西1丁目	武	曾	蔵	一	小林	智	幸	同
同	深川市を愛する市民の会	深川市西町8 - 27	東	賀	信	弘	渡	妙	子	同
同	森山務後援会	空知郡奈井江町字奈井江152番地3	高	藤	良	勲	萬	孝	志	同
同	旭川活性化会議	旭川市旭神2条3丁目2番1号	平	森	勝	秀	中	睦	力	同
同	旭川を変えよう！市民の会	同 6条通2丁目 6・2ビル	笠	田	武	雄	嶋	弘	彦	同
同	薫陶会	同 豊岡5条9丁目1番2号	日	木	猛	薫	村	洋	昭	同
同	市政提言フォーラム	同 永山4条7丁目1番9号	関	下	田	文	越	雅	子	同
同	自立市民ネットワーク	同 東鷹栖2線16号	藤	口	道	優	花	興	悦	同
同	せき次雄後援会	留萌郡小平町字鬼鹿港町25 - 120	藤	田	賢	貢	館	吉	高	同
同	信田邦雄と食・緑・水を育む会	北見市北1条東6丁目1番地	岩	佐	一	雄	堀	田	渡	同
同	渡部賢一後援会	網走郡美幌町字西1条北4丁目	渡	部	男	高	田	部	佐	同
同	松山てつお後援会	登別市千歳町4丁目5番地89	松	山	春	柴	藤	賢	義	同
同	寺田孝男後援会	新冠郡新冠町22 - 5	氏	家	正	村	和	孝	一	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年9月分）

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		内 容	届 出 先
		新	旧		
自由民主党札幌手稲区連合支部	主たる事務所の所在地	札幌市手稲区手稲本町2条4丁目4 - 35	札幌市手稲区手稲本町2条1丁目4 - 20		事 務 局
いこま正尚後援会	代 表 者 の 氏 名	田 中 律 守	谷 口 洋		同
小川勝美後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	金 子 賢 朗	神 谷 裕 子		同
かきざき勲後援会	同	川 村 好 次	増 田 順 一		同
勝木勇人後援会	主たる事務所の所在地	札幌市西区山の手3条6丁目2番	札幌市西区山の手1条6丁目5 - 10		同
高橋かつとも後援会	同	同 北区新琴似8条5丁目1	同 北区新琴似8条8丁目2番4号	第一恵ビル2F	同
同	代 表 者 の 氏 名	武 田 幸 信	西 村 藤 作		同
伊達忠一連合後援会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北2条西3丁目 札幌ビル9F	札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル1F		同

日本共産党内さとし後援会	代表者の氏名	猪狩久一	石野英美	事務局
堀川素人連合後援会	同	丸山廣	山本年夫	同
峰崎直樹と明日を拓く会	主たる事務所の所在地	札幌市中央区北1条西8丁目 日宝大通ビル3階	札幌市中央区北1条西8丁目 東信札幌ビル3階	同
峰崎直樹と歩む21世紀くらぶ	同	同	同	同
峰崎直樹連合後援会	同	同	同	同
村上紀美子とさわやか市民会議	代表者の氏名	立野徳子	高橋英子	同
むらまつ正海連合後援会	同	同	同	同
村山優治連合後援会	政治団体の名称	柳森茂夫	吉成数也	同
自由民主党鹿部支部	会計責任者の氏名	村山優治連合後援会	村山優治後援会	同
はせ保和後援会	主たる事務所の所在地	笠原賢	小嶋康輔	渡島支所
渡辺寛八後援会	同	茅部郡砂原町字四軒町85番地の1	茅部郡砂原町字掛漣度杭崎220番地12	同
はまや一治後援会	同	亀田郡七飯町大川8丁目11-2	亀田郡七飯町字大川799-1	同
自由民主党ニセコ支部	同	檜山郡江差町字緑丘2番地	檜山郡江差町字新地町51-1	檜山支所
同	代表者の氏名	蛇田郡ニセコ町字近藤346-4	蛇田郡ニセコ町字宮田	後志支所
いさいき俊志の会中村裕之後援会	同	加賀谷昭二	高木文雄	同
同	主たる事務所の所在地	余市郡余市町大川町4丁目66番2号	余市郡余市町黒川町7丁目40番地	同
中川隆之連合後援会	代表者の氏名	林尚秀	沼佐誠	同
村田憲俊後援会	主たる事務所の所在地	岩内郡岩内町字清住7-1	岩内郡岩内町字清住6-1	同
同	同	同	同 字万代35-5	同
自由民主党北海道第十選挙区支部	会計責任者の氏名	村田修平	柴田敏雄	同
沢田一清育てる後援会	代表者の氏名	吉岡秀明	川口常人	空知支所
自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	政治団体の名称	今藤和明	横谷利吉	同
同	主たる事務所の所在地	自由民主党北海道衆議院比例区第一支部	自由民主党北海道第七選挙区支部	上川支所
同	主たる事務所の所在地	旭川市1条11丁目右1号	上川郡美瑛町幸町2丁目4-8	同
第六選挙区支部	会計責任者の氏名	加藤礼一	竹内ツギ子	同
笠木かおる連合後援会	代表者の氏名	荻野慶博	笠木薫	同
やの制光後援会	主たる事務所の所在地	上川郡東神楽町ひじり野南1条3丁目1の2	上川郡東神楽町10号	同
工藤まもる後援会	代表者の氏名	山田良一	坪田昭夫	留萌支所
舟橋泰博後援会	主たる事務所の所在地	苫前郡羽幌町南4条3丁目35番地	苫前郡羽幌町南3条5丁目11番地の2	同
同	会計責任者の氏名	前田保己	九谷勝己	同
横浜みがくと明日の小平を創る会	主たる事務所の所在地	留萌郡小平町字小平町8番地	留萌郡小平町字小平町389番地の13	同
おかや繁勝とあゆむ会	政治団体の名称	おかや繁勝とあゆむ会	阿谷しげかつとあゆむ会	宗谷支所
大場おさむ後援会	主たる事務所の所在地	網走市南4条東1丁目	網走市南4条西1丁目 キタノ靴店内	網走支所
柏倉勝雄とともにあゆむ市民の会	代表者の氏名	瀬戸春雄	渡辺紀男	同
北見地区農民連盟政治力結集特別委員会	同	岩佐道雄	小川寿男	同

北見地区農民連盟政治力結集特別委員会	会 計 責 任 者 の 氏 名	岩 本 智 広	信 田 邦 雄	網走支所
武田さとし後援会	主たる事務所の所在地	北見市双葉町2丁目10 - 19	北見市桂町5丁目175 - 4	同
沖田龍児後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	池 野 繁 志	柳 原 訓 訓	胆振支所
滝谷昇後援会	同	安 藤 健 健	下 村 一 等	同
伊達民社協会	同	同	同	同
山本隆英後援会	同	山 本 弘 子	飛 沢 久仁子	同
いけだ未来研究会	政 治 団 体 の 名 称	いけだ未来研究会	勝 丸 会	十勝支所
同	主たる事務所の所在地	中川郡池田町利別西町23番地26	中川郡池田町旭町5丁目	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	細 川 隆 昭	宮 内 邦 夫	同
自由民主党北海道第七選挙区支部	政 治 団 体 の 名 称	自由民主党北海道第七選挙区支部	自由民主党北海道第十三選挙区支部	釧路支所
倉井としかつ後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町中央3 - 33	釧路郡釧路町睦5 - 1 - 1	同
同	代 表 者 の 氏 名	稲 村 敏 敏	山 本 行 信	同
すがわら澄後援会	主たる事務所の所在地	釧路郡釧路町別保原野南25線53番地16	釧路郡釧路町若葉3丁目71番地	同
根室地区農協政治連盟	代 表 者 の 氏 名	丹 羽 忠 文	枳 殻 勝 久	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第 143 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年9月分）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解散の年月日	届 出 先
北川一夫連合後援会	村 上 昭 三	平14. 9. 24	事 務 局
札幌市政を語る会	北 川 一 夫	同	同
みなとや隆と歩む会	皆 川 文 次	平13.12.28	同
稲垣良平後援会	紺 野 清	同14. 9. 10	石狩支所
佐藤久美子後援会	佐 藤 久美子	同14. 9. 24	空知支所
日本商工連盟岩見沢地区連盟	武 蔵 信 一	同14. 8. 30	同

北海道選挙管理委員会告示第 144 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

林茂後援会	東 藤 勲	同14. 9. 8	同
せき次雄後援会	村 井 徹	同14. 9. 26	留萌支所
佐藤良一後援会	十 亀 好 治	同14. 1. 21	網走支所
松山てつお後援会	松 山 哲 男	同14. 8. 30	胆振支所
寺田孝男後援会	氏 家 正 春	同14. 9. 20	日高支所

資金管理団体の届出をした者

資

金

管

理

団

体

（平成14年9月分）

氏 名	公 職 の 種 類	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	届 出 先
北 川 一 夫	札幌市議会議員	札幌市政を語る会	札幌市北区北23条西2丁目2 - 38 - 802	北 川 一 夫	事 務 局
市 橋 修 治	北海道議会議員	いちいはし修治連合後援会	虻田郡倶知安町南1条東1丁目 後志労働福祉センター（北教組後志支部）内	市 橋 修 治	後志支所

作 井 繁 樹	北海道議会議員	後志の未来を考える会	虻田郡倶知安町南1条東2丁目4番地	作 井 繁 樹	後志支所
福 原 次 彦	小樽市議会議員	福原つぐひこ後援会	小樽市桃内1丁目183番地	福 原 次 彦	同
小 関 勝 教	美咲市議会議員	小関かつのり地域振興を進める会	美咲市峰延町本町	小 関 勝 教	空知支所
曾 賀 良 弘	深 川 市 長	深川市を愛する市民の会	深川市西町8 - 27	曾 賀 良 弘	同
笠 木 薫	旭川市議会議員	薫陶会	旭川市豊岡5条9丁目1番2号	笠 木 薫	上川支所
松 山 哲 男	登別市議会議員	松山てつお後援会	登別市千歳町4丁目5番地89	松 山 哲 男	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第145号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年9月分）

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者 氏 名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動		届 出 先
			新	旧	
峰 崎 直 樹	参 議 院 議 員	峰崎直樹と明日を拓く会	札幌市中央区北1条西8丁目 大宝大通ビル3階	札幌市中央区北1条西8丁目 札幌ビル3階	事務局
村 山 優 治	札幌市議会議員	村山優治連合後援会	村山優治連合後援会	村山優治後援会	同
長 谷 保 和	札幌市議会議員	はせ保和後援会	茅部郡砂原町字四軒町85番地の1	茅部郡砂原町字掛漕度林崎220番地12	渡島支所
渡 辺 寛 八	七飯町議会議員	渡辺寛八後援会	亀田郡七飯町大川8丁目11 - 2	亀田郡七飯町字大川1799 - 1	同
村 田 憲 俊	北海道議会議員	村田憲俊後援会	北海道議会議員	岩内町議会議員	後志支所
同	同	同	岩内郡岩内町字清住7 - 1	岩内郡岩内町字万代35 - 5	同
勝 井 勝 丸	池 田 町 長	いけだ未来研究会	いけだ未来研究会	勝丸会	十勝支所
同	同	同	中川郡池田町字利別西町23番地26	中川郡池田町旭町5丁目	同

北海道選挙管理委員会告示第146号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年9月分）

資金管理団体の指定の取消届出をした者			資 金 管 理 団 体		
氏 名	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名	指 定 取 消 届 出 先
北 川 一 夫	札幌市議会議員	札幌市政を語る会	札幌市北区北22条西2 - 1 - 11	北 川 一 夫	平14. 9. 24 事務局
佐 藤 久 美 子	奈井江町議会議員	佐藤久美子後援会	空知郡奈井江町字奈井江171番地42	同	空知支所
笠 木 薫	旭川市議会議員	笠木かおる連合後援会	旭川市豊岡5条9丁目1番2号	笠 木 薫	同14. 9. 1 上川支所

松山哲男 登別市議会議員 松山てつお後援会 登別市千歳町4丁目5番地89

松山哲男 平14. 8.30 胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第147号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

（平成14年9月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称 政党の支部の名称 主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を出先（政党本部の名称） 域を単位として設けられる支部であるか否かの別 事務局 自由党 自由党北海道総支部連合会 有

北海道選挙管理委員会告示第148号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

（平成14年10月分）

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	明るい市政懇話会	札幌市南区真駒内泉町2丁目2-3		三宅由美	安達信行	事務局
同	小倉なほ子とさわやかネット	同 中央区南2条東1丁目1-13	南2条ビル2F	富塚とも子	安村山本	同
同	小須田悟士後援会	同 南区澄川3条4丁目3番10号		常本省三	山本正興	同
同	だにさわ俊一後援会	同 白石区栄通6丁目10番7号		谷澤南俊	小野寺達信	同
同	みやけ由美連合後援会	同 南区真駒内泉町2丁目2-3		小綱南直	安平達林	同
同	山田澄子とさわやかネット	同 中央区南2条東1丁目1-13	南2条ビル2F	石川直和	石田洋	同
同	石川かずえ後援会	石狩郡当別町茂平沢203-447		森川和栄	森田田	石狩支所
同	獅子内臼杵英男後援会	同 獅子内2352番地		小林昭三	森浦田	同
同	三浦利明後援会	亀田郡大野町本町154-2		小森林昭三	三岩山藤	渡島支所
同	村田はやおと共に歩む会	松前郡福島町字宮歌113		横山井成信	伊藤山健	同
同	横山会	函館市昭和2丁目27番10号		同	同	同
同	よこやま信一後援会	同		同	同	同
同	猪股裕之連合後援会	岩内郡岩内町字大浜60番地の16		菱井川力雄	同	後志支所
同	おおいやすゆき後援会	滝川市朝日町西3丁目7番37号		大鈴木泰一	同	空知支所
同	日本共産党さとう陽子後援会	岩見沢市13条西5丁目		同	同	同
同	自由民主党旭川支部	旭川市6条通8丁目 遠野ビル5F		同	同	同
否	明るい旭川の会	同 2条通15丁目右9号 旭労連内		同	同	同

否	秋山武四郎後援会	士別市東10条10丁目456番地105	鈴 木	勉 厚	林 込	崇 浩	上川支所
同	今津ひろし風連後援会	上川郡風連町南町57番地 田中哲男宅	寺 田	花 武	山 川	喜 則	同
同	金谷美奈子後援会	旭川市豊岡14条6丁目8	竹 佐	久 文	恒 中	厚	同
同	久保あつこと創る未来ネット	同 6条通11丁目 ラボール6条903	村 村	神 武	村 泉	八重子	同
同	みんなで築く21市民の会	同 5条通10丁目 三井住友海上ビル	谷 小	村 尚	井 中	訓 弘	同
同	たにむら尚祐と歩む会	網走市緑町1番2-1号	野 呂	佐 英	松 平	江 義	網走支所
同	えざわ順次と歩む会	留萌市港町2丁目7番地の2	戸 部	一 誠	沖 守	春 久	留萌支所
同	王子グループ政策フオーラム	苫小牧市弥生町2-7-5	野 部	一 章	日向	ふみ子	胆振支所
同	大西茂之助後援会	同 本町1丁目1-4	岡 部	正 一	岡 部	真砂子	同
同	おかべじゅん後援会	勇払郡厚真町京町94	大 石	重 一	荒 川	玲 子	同
同	小野寺幸恵後援会	苫小牧市明徳町1丁目27番8号	桜 木	半 忠	木 村	純 子	同
同	木村さとし後援会	同 字沼の端642番地12	山 内	治 雄	田 村	敏 子	同
同	桜木半治後援会	勇払郡早来町安平666-1	玉 田	勝 治	竹 木	正 毅	同
同	せき恵一後援会	苫小牧市桜木町1丁目21-15	若 林	治 子	大 神	征 孝	同
同	谷本誠治後援会	同 柏木町6丁目7番23号	成 田	節 勝	石 三	好 村	同
同	田村龍治後援会	白老郡白老町大町2丁目1番27号	宮 本	保 玲	川 好	子 春	同
同	富岡隆後援会	苫小牧市三光町5丁目24番14号	阿 部	美 郎	勝 子	子 肇	同
同	渡辺満後援会	同 見山町2丁目2番7号	新 妻	芳 志	中 澁	戸 加	同
同	坂本裕人後援会	釧路郡釧路町中央3-33	下 島	一	同	同	同
同	田中ひろのぶ後援会	釧路市住之江町10番1号					
同	戸田よし美連合後援会	同 鶴野東1丁目6番6号					
同	中島守一後援会	阿寒郡阿寒町北新町1丁目1-31					
同	緑守会	同 阿寒湖温泉4丁目1番26-501					

北海道選挙管理委員会告示第 149 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年10月分）

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	届 出 先
---------------	---------	---------	-------

明るい革新道政をつくる会 会計責任者の氏名 平 川 敏 雄 新 中 江 貴 旧 届 出 先

岩村よね子後援会 主たる事務所の所在地 札幌市南区川沿11条2丁目2-22 札幌市南区川沿10条2丁目4-8 乙坂コーポ3 同

小田信孝後援会 会計責任者の氏名 早 川 清 渡 辺 幸 三 同

佐藤美智夫連合後援会 秀の会 北海道流通問題研究会 同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	榊山 悠紀士 札幌市西区西町北11丁目4番地 阿部 直 幸 河 野 広 宣 札幌市白石区菊水7条2丁目7番1号 浦 本 理 作 北広島市大曲中央1丁目1 - 8 福寿ビル1F	同	町 田 宏 征 札幌市西区西町北12丁目7番10号 北友ビル1階 大 津 康 史 重 田 陽 子 札幌市白石区菊水上町1条2丁目100 石 田 洋 三 北広島市北進町1丁目2 - 2 北広島ターミナルビル	同	事務 局
かどや隆司後援会 桑原透連合後援会	主たる事務所の所在地 同	札幌市手稲区富丘2条4丁目2番10号 同 清田区平岡2条1丁目5 - 8 アロード バント3F	同	同 清田区平岡公園東10丁目5 - 7	同	事務 局
同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地	清水 明 美 山下 傳 北広島市大曲中央1丁目1 - 8	同	笠 原 美 穂 相 馬 正 七 北広島市北進町1丁目2 - 2 北広島ターミナルビル4F	同	同
同	会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 同	清水 明 美 山越郡八雲町出雲町60番7号 茅部郡砂原町字掛濶度杭崎220番地12	同	山越郡八雲町出雲町46番4号 茅部郡砂原町字四軒町85番地の1	同	渡島支所
千葉隆後援会 はせ保和後援会 自由民主党北松山支部 同	代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名 代表者の氏名 政治団体の名称 会計責任者の氏名 同	佐 藤 佑 二 北 川 泰 弘 夕張郡由仁町東光131 石 川 二 郎 後 藤 篤 人 帷 子 要 蔵 美唄に風を興す会 高 美恵子 藤 巻 星 人 旭川市6条通8丁目 T R 6・8ビル3階 同	同	伊 関 哲 夫 小 山 英 一 夕張郡由仁町3区 西 沢 一 夫 吉 本 共 一 山 本 秀 雄 加藤勝美連合後援会 俄 省 一 高 橋 福 夫 旭川市6条通8丁目 遠野ビル5F 同	同	同
自由民主党旭川支部 自由民主党北海道第六選挙区支部 今津ひろし連合後援会 同	政治団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名 同	今津ひろし連合後援会 旭川市6条通8丁目 T R 6・8ビル 多 田 政 明 天塩郡幌延町3条南1丁目 無量谷 稔 谷 孝 志 同	同	今津ひろしと市民の会 旭川市6条通8丁目 遠野ビル5F 神 村 武 天塩郡幌延町5条南2丁目1 - 14 西 沢 利 彦 鈴 木 信 吉 同	同	同
みんなで築く21市民の会 上山利勝後援会 宮本明後援会 同	代表者の氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名 同	同	同	同	同	留萌支所

自由民主党稚内支部 同	代 表 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名	宮 本 綴 之 豊	八 幡 祐 一	宗谷支所 同
日本商工連盟稚内地区連盟 ＪＡサロア政治連盟 たにむら尚祐後援会 同	代 表 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名	井 川 須 邦 夫 弘	桜 井 田 安 和 幸 夫	同 網走支所 同
一久会 古澤孝市後援会 もりや久義後援会 同	代 表 者 の 氏 名 同	平 賀 貴 幸 行 良	関 二 瓶 昭 友 喜 夫	同 胆振支所 同
柳谷昭次郎後援会 同	代 表 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名	横 高 佐 藤 芳 徹 行	二 佐 々 木 友 趙 夫 夫	同 同 同
自由民主党静内支部 ひえぬき秀次後援会 同	代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の所在地 代 表 者 の 氏 名 会 計 責 任 者 の 氏 名	桑 若 狭 健 次 仁 帯広市西7条南10丁目11 山 崎 直 彦 志 児 玉 篤 志	加 藤 健 二 匠 谷 本 帯広市西5条南7丁目2 - 1 鈴 木 敏 彦	同 日高支所 十勝支所 同
民主党北海道第7区総支部 川上武人を励ます会 久保田孝一後援会 倉井としかつ後援会	政 治 団 体 の 名 称 代 表 者 の 氏 名 主たる事務所の所在地 同	民 主 党 北 海 道 第 7 区 総 支 部 村 山 寮 也 白糠郡白糠町西庶路東2条北3丁目1 - 6 釧路郡釧路町睦5 - 1 - 1	民 主 党 北 海 道 第 13 区 総 支 部 甲 斐 未 成 白糠郡白糠町上茶路2股 釧路郡釧路町中央3 - 33	同 釧路支所 同 同

北海道選挙管理委員会告示第 150 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年10月分）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解散の年月日	届 出 先
伊東秀子連台後援会	伊 東 秀 子	平14.10.23	事 務 局
小須田悟士後援会	杉 本 勝 昭	同12. 4. 1	同
やぶ内裕後援会	奈 良 光 春	同14.10. 7	渡島支所
民主党北海道第7総支部	桜 庭 康 喜	同14. 9. 7	上川支所
明るい旭川の会	内 澤 千 恵	同12. 3.31	同
市民ネットウーク旭川	金 谷 美 奈 子	同14. 9. 9	同
岡部純後援会	岡 部 正 一	同14.10.10	胆振支所

木村さとし後援会	大 石 重 一	同14.10. 1	同
田村龍治後援会	若 林 治	同14.10.20	同
田村龍治と進む会	田 村 龍 治	同	同
ねづ秀夫後援会	横 山 安 太 郎	同14.10. 3	十勝支所

北海道選挙管理委員会告示第 151 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

(平成14年10月分)

資金管理団体の届出をした者			資 金 管 理 団 体			代表者の氏名		届 出 先
氏 名	公 職 の 種 類	政 治 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	氏 名	事 務 局	
三宅 由美	札幌市議会議員	明るい市政懇話会	札幌市南区真駒内泉町2丁目2 - 3	札幌市南区真駒内泉町2丁目2 - 3	三宅 由美	同	事務局	
谷澤 俊一	同	たにさわ俊一後援会	白石区栄通6丁目10番7号	同 白石区栄通6丁目10番7号	谷澤 俊一	同	同	
横山 信一	北海道議会議員	横山会	函館市昭和2丁目27番10号	函館市昭和2丁目27番10号	横山 信一	渡島支所	渡島支所	
大谷 泰幸	滝川市議会議員	おおるいやすゆき後援会	滝川市朝日町西3丁目7番37号	滝川市朝日町西3丁目7番37号	大谷 泰幸	空知支所	空知支所	
谷村 尚祐	網走市議会議員	たにむら尚祐と歩む会	網走市緑町1番2 - 1号	網走市緑町1番2 - 1号	谷村 尚祐	網走支所	網走支所	
戸田 芳美	北海道議会議員	戸田よし美連合後援会	釧路市鶴野東1丁目6番6号	釧路市鶴野東1丁目6番6号	戸田 芳美	釧路支所	釧路支所	
中島 守一	阿寒町長	緑守会	阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉4丁目1番26 - 501	阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉4丁目1番26 - 501	中島 守一	同	同	

北海道選挙管理委員会告示第 152 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成 14 年 12 月 20 日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之
(平成 14 年 10 月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容	届 出 先
氏 名	公 職 の 種 類			
角 谷 隆 司	北海道議会議員	かどや隆司後援会	札幌市手稲区富丘 2 条 4 丁目 2 番 10 号	札幌市手稲区富丘 3 条 4 丁目 10 番 30 号
高 橋 秀 典	札幌市議会議員	秀の会	札幌市西区西町北 11 丁目 4 番地	札幌市西区西町北 12 丁目 7 番 10 号
長 谷 保 和	砂 原 町 長	はせ保和後援会	茅部郡砂原町字掛潤度杭崎 220 番地 12	茅部郡砂原町字四軒町 85 番地の 1
				渡島支所

北海道選挙管理委員会告示第 153 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成 14 年 12 月 20 日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之
(平成 14 年 10 月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者	資 金 管 理 団 体 の 所 在 地	代表者の氏名	指 定 取 消 届 出 先
氏 名	公 職 の 種 類		
伊 東 秀 子	北海道知事	伊東秀子連合後援会	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 809 号
田 村 龍 治	苫小牧市議会議員	田村龍治と進む会	苫小牧市末広町 3 丁目 5 番 9 号
			同 14.10.20 胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第 154 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政党支部の届出があ

ったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成14年12月20日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

（平成14年10月分）

当該政治団体を支部とする政党の名称
（政 党 本 部 の 名 称）
自由民主党本部

政 党 の 支 部 の 名 称
自由民主党旭川支部

主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区
域を単位として設けられる支部であるか否かの別
有
上川支所

届 出 先

興 業 本 部 中 心

北海道警察本部告示第 211 号

次のとおり指名競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月20日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 警察官（男性）用冬服等の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服 上衣 5,295着 スボン 5,295本

警察官（男性）用冬帽子 2,551個

警察官（男性）用冬活動帽 1,264個

(2) 落札を決定した日

平成14年10月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社エコー商事

イ 住 所 札幌市北区北38条西4丁目1番3号

(4) 落札金額

156,605,662円

(5) 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

(6) 指名競争入札の公示

平成14年9月10日付け北海道警察本部告示第159号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

2 警察官（男性）用冬フイシャツの落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬フイシャツ 5,306着

(2) 落札を決定した日

平成14年10月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社ジーベック

イ 住 所 札幌市中央区北5条西16丁目1番6号

(4) 落札金額

29,249,325円

(5) 契約の相手方を決定した手続

指名競争入札

(6) 指名競争入札の公示

平成14年9月10日付け北海道警察本部告示第159号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

3 警察官（男性）用冬活動服の落札者の決定

(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬活動服 1,836着

(2) 落札を決定した日

平成14年10月22日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社丸ヨ池内

イ 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目18番地

(4) 落札金額

31,230,360円

- (5) 契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
- (6) 指名競争入札の公示
平成14年9月10日付け北海道警察本部告示第159号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第 212 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年12月20日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
運転免許システム用端末装置の賃貸借 1 式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成14年10月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額
8,904,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年9月13日付け北海道警察本部告示第163号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第 213 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成14年12月20日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 資格及び調達をする物品等の種類

平成14年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成14年12月20日に一般競争入札の公告を行う複写サービスの供給契約

- (2) 資 格 複写サービスの供給契約に関する資格（以下「資格」という。）

- (3) 物 品 等 の 種 類 複写サービスの供給

- 2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成14年12月1日現在において、複写機の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

- 3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

- 4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成14年12月20日から平成15年1月7日までの間にしなければならない。

- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課

第1427号

報 公 道 北

イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236	(4) 納入場所 北海道警察本部警務部警務課 2 入札に参加する者に必要な資格 平成14年北海道警察本部告示第213号に規定する複写サービスの供給契約に関する資格を有すること。
5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	3 契約条項を示す場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (2) 入札日時 平成15年1月10日 午前10時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。
6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。	5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 郵便による入札等 郵便による入札及び電報による入札は、認めない。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
北海道警察本部告示第214号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成14年12月20日 北海道警察本部長 上 原 美都男 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 複写サービスの供給 イ 数量 (1)式の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 調達予定数量 47,200枚（月平均23,600枚） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年2月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年1月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。	8 落札者の決定方法 すべての区分に応じた複写サービスの一式の入札金額（1月当たりの単価）及び1枚当たりの入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（複写サービスの一式の入札金額（1月当たりの単価）及び各区分における1枚当たりの入札金額（単価）にそれぞれの月平均の調達予定数量を乗じて得た額の合計額に2を乗じて得た額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者の入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

。平成14年11月29日 第1421号

北海道告示第1894号（道路の区域の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 行

163 3行目

誤 米浜

正 栄

平成十四年十二月二十日

金曜日

一三八

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課